



政府統計

報道関係者 各位

平成 26 年 5 月 8 日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課
賃金福祉統計室

室 長 野地 祐二
室長補佐 島津 佳春 (内線 7660)
安全衛生第二係 (内線 7661)
(代表電話) 03 (5253) 1111
(直通電話) 03 (3595) 3147

平成 25 年「労働災害動向調査（事業所調査（事業所規模 100 人以上）及び総合工事業調査）」の結果

～規模 100 人以上事業所の労働災害の「度数率」（発生頻度）は 1.58～

厚生労働省では、昭和 27 年から主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにするために「労働災害動向調査」を行っています。

このたび、100 人以上の常用労働者がいる事業所及び総合工事業の工事現場での年間の労働災害の発生状況について取りまとめましたので、公表します。

【参考】

本調査のうち、「事業所調査」は、10 人以上の常用労働者がいる民・公営事業所から約 32,000 事業所を抽出して、年 1 回調査を実施しています。また、「総合工事業調査」は、労働者災害補償保険の概算保険料が 160 万円以上、又は工事の請負金額が 1 億 9,000 万円以上の工事現場から延べ約 5,000 工事現場を抽出して上半期と下半期の 2 回に分けて調査を実施しています。

なお、今回公表する調査の結果は、100 人以上の常用労働者がいる 9,617 事業所及び総合工事業の延べ 4,263 工事現場について集計したものです。

【調査結果のポイント】規模 100 人以上の事業所

1 労働災害の発生状況

- ・ 度数率（労働災害発生の頻度）は 1.58（前年 1.59）
- ・ 強度率（労働災害の重さの程度）は 0.10（同 0.10）
- ・ 死傷者 1 人平均の労働損失日数は 63.2 日（同 63.3 日）

【以上 P 5 第 1 - 1 図】

2 主な産業の度数率及び強度率

- ・ 製造業の度数率は 0.94、強度率は 0.10
- ・ 運輸業、郵便業の度数率は 3.10、強度率は 0.18
- ・ 卸売業、小売業の度数率は 1.95、強度率は 0.05
- ・ 医療、福祉（一部の業種に限る。）の度数率は 1.38、強度率は 0.05

【以上 P 6 第 2 図、P 7 第 1 表】

【用語の説明】

- ・ 度数率とは、100 万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。
- ・ 強度率とは、1,000 延べ実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。
- ・ 死傷者 1 人平均の労働損失日数とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数を死傷者数で除したものの。

詳細は別添概況をご覧ください。